

仕 様 書

1 物品名

スタッキングチェア（向陵中学校）

2 数量

107台

3 規格

下記①または②または同等品のいずれかとする。

（納品するメーカーは統一すること。）

	メーカー	品名	型番等
①	アイリスチトセ	スタッキングチェア ライタス	LTS-110-V
②	カグクロ	スタッキングチェア	NPT-001V

※ 同等品で参加する場合は、入札（見積）書提出期限までに、下記 8(1)の担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。

なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課のメールアドレス宛に送信すること。

【同等品条件】

- (1) 外形寸法は、W500mm×D520mm×H780mm程度以下で肘なしタイプであること。
- (2) 床から座面までの高さは450mm程度以下であること。
- (3) 重量は4 kg程度以下であること。
- (4) 座面はウレタンフォームクッションで、色はグリーン系またはブルー系であること。
- (5) 背面は樹脂成型品で、色は白系または黒系であること。
- (6) 脚部はスチール製で焼付塗装等（シルバー系）であること。
- (7) 床置きで8脚程度以上のスタッキングが可能であること。
- (8) 廃棄時に樹脂部とスチール部とに容易に分別できる構造であること。
- (9) グリーン購入法適合品、またはエコマーク等の環境ラベルが付加された製品であること。

4 シックハウス対策

- (1) 納入する物品については、揮発性有機化合物等を含有していない、または使用していないことを原則とする。揮発性有機化合物等を含有または使用している場合は、放散させないか、放散をできる限り少なくなるように配慮された製品（納入後、室内空気濃度が厚生労働省の指針値を上回る揮発性有機化合物を放散しないもの）であること。

- (2) (1)を満たすことを証明するため、商品の「安全データシート（SDS）」または安全性を確認できる書類（「揮発性有機化合物（VOC）測定試験報告書」または別紙様式に準じた証明書等）を納入前に提出し、担当課の承認を得ること。なお、外国製品については日本語の翻訳をつけること。

5 納入期限

令和9年3月31日（水）

6 納入及び検査場所

向陵中学校（札幌市中央区北4条西28丁目1－30）

階数	部屋名	台数
1 階	多目的室	50台
2 階	小会議室	8 台
3 階	多目的室	21台
4 階	多目的室	18台
5 階	多目的室	10台
合計		107台

7 その他

- (1) 納入は改築校舎完成後、必要な検査及び手続きが終了してから可能となるため（令和9年3月26日以降を予定）、納入に際しては、事前に学校担当者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 指定した納入場所に、使用可能な状態で納品すること。
- (3) 納品時に発生した梱包材等は、受注者が持ち帰ること。
- (4) 納入にあたっては納品書を作成し、物品分任出納員（学校事務職員等）の押印を受けること（サイン不可）。また、納入終了後は納品書を学校支援課へ提出すること。
- (5) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがある。その場合、出荷引受書の提出が可能であることを契約（発注）条件とする。

8 担当課

- (1) 仕様に関すること

札幌市教育委員会総務部学校支援課

札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

担当 穴戸（Tel011-211-3827）

メールアドレス：kyoikukeiri@city.sapporo.jp

(2) 納入に関すること

札幌市立向陵中学校

札幌市中央区北4条西28丁目1-30

担当 川上 (TEL011-611-4271)

メールアドレス：koryo-js@city.sapporo.jp

証 明 書

別紙様式

年 月 日

(あて先)
札幌市長

(メーカー) 住所

会社名

代表者

⑩

札幌市に納品する製品における揮発性有機化合物等の含有について、下記のとおりであることを証明します。

記

1 製品名・規格等

製品名：

規 格：

2 揮発性有機化合物等の含有等について（該当する□にチェック）

- ☐ 揮発性有機化合物等を含まない又は使用していないものである。
- ☐ 厚生労働省が室内濃度指針値を設定している13物質を含有していない又は使用していないものである。
- ☐ 厚生労働省が室内濃度指針値を設定している13物質のうち、ホルムアルデヒドについては、F☆☆☆☆等級の規格に適合すること及び他の物質は含有していない又は使用していないものである。
- ☐ 厚生労働省が室内濃度指針値を設定している13物質のうち、ホルムアルデヒドについては、F☆☆☆☆等級の規格に適合すること及び他の物質は、納入後、室内空気濃度が厚生労働省指針値を上回る揮発性有機化合物を放散しないものである。

※ この様式により難しい場合は、これに準ずるものとする。